

# 規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第六十三号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

様式第四号中「食糧・食監・調・製・米・植物油・油脂・食鳥」を「食糧・食監・調・製・米・畜肉・植物油・油脂・食鳥」に改める。

様式第七号中「食糧・食監・調・製・米・植物油・油脂・食鳥」を「食糧・食監・調・製・米・畜肉・植物油・油脂・食鳥」に改める。

様式第八号中「食糧・食監・調・製・米・植物油・油脂・食鳥」を「食糧・食監・調・製・米・畜肉・植物油・油脂・食鳥」に改める。

### 附則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。